



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

# 三重県議会議員 長田たかひさ

## 県政レポート

2013年1月  
VOL.16



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2  
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775  
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会

- 教育警察常任委員会 委員(教育委員会、公安委員会(警察本部))の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 委員(予算、決算及びこれに関連すること)
- 議員提出条例検証特別委員会 副委員長(議員提出条例の検証に関連すること)

### ◆皆様のご意見をお聞かせ下さい

※11月一般会計補正予算より

台風17号関連 災害復旧事業費 … 1,284,527千円

(抜粋)

- 1 団体営災害耕地復旧事業費(平成24年災害復旧事業費)**  
うち亀山市分 **254,211千円**  
・農業用施設(ため池、頭首工、水路、道路)39箇所44,000千円  
・農地(田)10箇所9,000千円
- 2 林道施設災害復旧事業費(平成24年林道施設災害復旧事業費)**  
うち亀山市分 3箇所 3,095千円 **71,066千円**
- 3 その他の主な災害復旧(亀山市分)**  
○護岸決壊(一級河川加太川)43,820千円  
○路肩決壊(国道25号、県道関大山田線)16,025千円  
○山腹崩壊(岩森地区)19,784千円

尚、平成23年の台風12号、台風15号は、激甚災害指定を受けているが、平成24年の台風17号は、受けていない。

**激甚災害とは** 大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定(本激)」と、市町村単位での指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定(局激)」の2種があり、内閣府に置かれる中央防災会議が指定・適用措置の決定を行う。激甚災害に指定されると、国は災害復旧事業の補助金を上積みして、被災地の早期復旧を支援する。

**参考** 激甚災害法に基づく適用措置には、公共土木施設、農林水産業、中小企業に関するもの等があり、各々指定基準が異なる。ここでは、農地・農業用施設災害復旧事業関係のものを参考までに掲載します。

#### 激甚災害指定基準(農地・農業用施設災害復旧事業関係)

##### (1) 激甚災害指定基準<本激の基準>

<b>激甚災害</b>	・指定単位：災害単位 ・指定基準：A基準とB基準	
<b>A基準</b>	全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額 >	全国農業所得推定額 × 0.5%
<b>B基準</b>	全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額 >	全国農業所得推定額 × 0.15%
	かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県が1以上あること	
	当該都道府県の災害復旧事業の事業費の査定見込額 >	当該都道府県の農業所得推定額 × 4%
	当該都道府県の災害復旧事業の事業費の査定見込額 >	10億円

##### (2) 局地激甚災害指定基準<局激の基準>

<b>局地激甚災害</b>	・指定単位：災害毎に市町村単位 ・指定基準：通常指定(年度末)と早期指定	
<b>通常指定(年度末)</b>	当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上) >	当該市町村の農業所得推定額 × 10%
<b>早期指定</b>	ただし、上記に該当する市町村の査定事業費を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く 次の事項に明らかに該当することとなる見込まれる災害 当該市町村内の災害復旧事業の事業費の査定見込額 >	
		当該市町村の農業所得推定額 × 10%
	ただし、当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満のものを除く	

### ● 本会議一般質問(平成24年11月27日)

#### 1. 「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定に向けて

(1) 津波対策以外の対策について

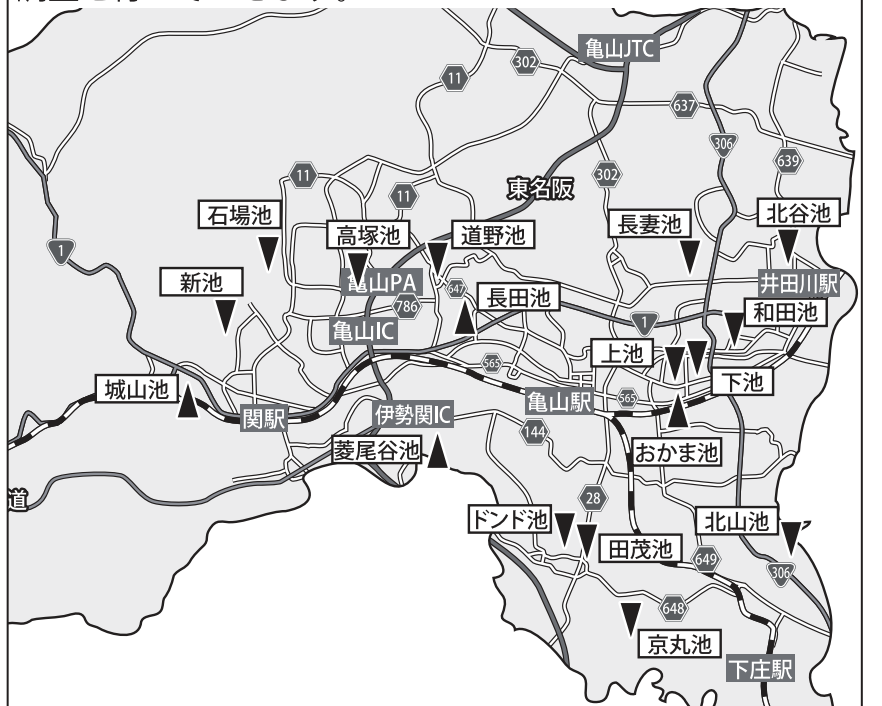
(2) 農業用ダム(ため池)の対策について

**Q** 昨年度の図上調査によると、県内には3,132箇所の農業用ため池があり、その内「地域防災計画」に位置付けられているため池(ため池A)は539箇所、下流に人家や公共施設があり、決壊すると被害が発生する可能性があるため池(ため池B)は313箇所あったが、本年度以降、具体的にどのような調査を実施し、地域の防災対策に反映させていくのか。また、この調査結果を受けて、今後どのようにため池の整備を進めていくのか。

**A** 今年度から3年間を目途に、ため池Aを対象として、現地で池の堤防のクラック、漏水状況等の調査を行うとともに、ため池Bについては、避難路、避難地等の調査も実施している。今後は、この調査結果を地域の事情に沿った日常の防災点検活動や避難計画等の立案の基礎資料として、市町に随時提供していく。また、今回の調査を踏まえ、市町や土地改良区等関係者と協議し、整備が必要な箇所を精査したうえで、「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業5箇年計画」を見直すとともに、計画的に整備していきたい。



**参考** 亀山市内の農業用ため池の内、地域防災計画に位置付けられているため池は、17箇所(おかま池、京丸池、北谷池、菱尾谷池、高塚池、新池、和田池、北山池、上池、下池、田茂池、ドンド池、道野池、長妻池、長田池、城山池、石場池)で、本年度に堤体のクラックや漏水の状況を調査し、下流に人家や公共施設があるため池については、順次避難路・避難地等の調査を行っていきます。



(3) 液状化対策について

(4) 避難所など防災拠点の安全確保について